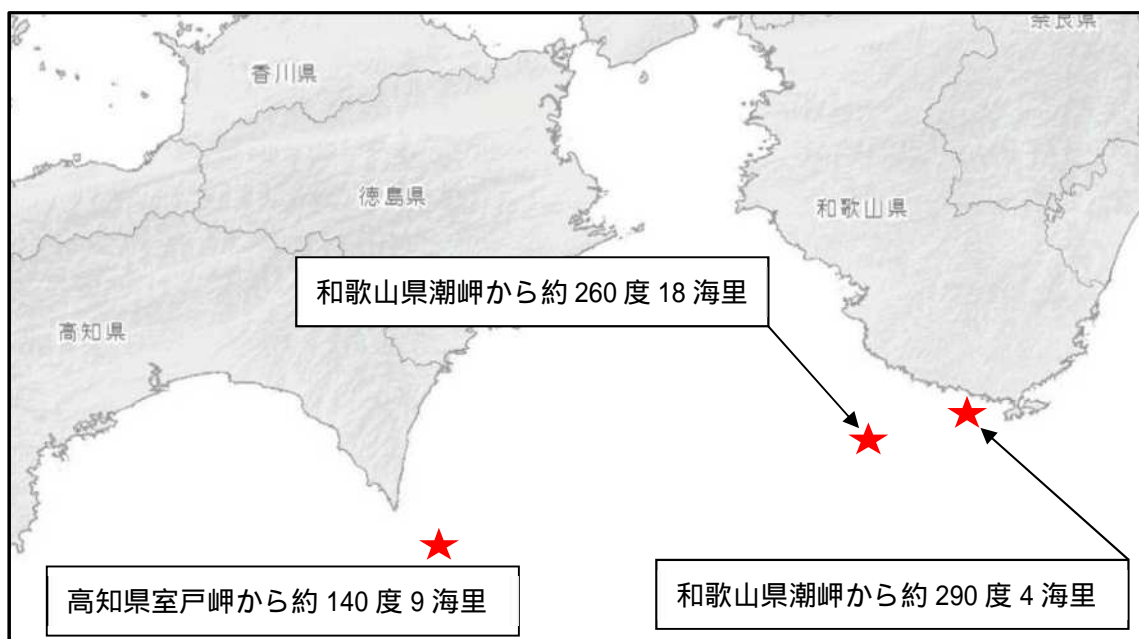


ヨットを楽しまれる皆さんへ

平成29年4月20日から5月6日までの17日間に、和歌山県潮岬から高知県室戸岬にかけての海域で、ヨットのプロペラや舵に海草や藻などが絡み航行不能となる事故が3件発生していますので十分に注意して下さい。



海上保安庁では、大切な命を自分で守るため、そして一人でも多くの人の命を救えるよう、「救命胴衣の常時着用」「連絡手段の確保(防水対策を施した携帯電話の持参)」「118番通報(事故発生時の早期通報)」の3つを基本とする自己救命策確保を推進しています。

「自己救命策3つの基本を忘れずに！」マリンレジャーを楽しんで下さい。



第五管区海上保安本部

田辺海上保安部 0739-22-2001
高知海上保安部 088-832-7114
串本海上保安署 0735-62-0226